三点
北緯三四度一七分一一秒八三九七
東経一三五度三〇分一一秒九九七二
四点
北緯三四度一七分一一秒八九〇一
東経一三五度三〇分一二秒五九三六
五点
北緯三四度一七分一一秒八五八七
東経一三五度三〇分一三秒一九四三
六点
北緯三四度一七分一二秒〇一九〇
東経一三五度三〇分一四秒一三五〇
七点
北緯三四度一七分一二秒五〇六八
東経一三五度三〇分一五秒一七九一
八点
北緯三四度一七分一二秒八四六六
東経一三五度三〇分一六秒四二三五
九点
北緯三四度一七分一二秒九六二三
東経一三五度三〇分一六秒七二七六
十点
北緯三四度一七分一二秒六六六七
東経一三五度三〇分一七秒一八五〇
十一点
北緯三四度一七分一一秒九〇七五
東経一三五度三〇分一六秒八九八九
十二点
北緯三四度一七分一一秒六五〇〇
東経一三五度三〇分一六秒三七〇三
十三点
北緯三四度一七分一一秒五〇三三
東経一三五度三〇分一五秒八四〇四
十四点
北緯三四度一七分〇九秒〇六三五
東経一三五度三〇分一五秒七二四〇
十五点
北緯三四度一七分〇八秒九一七五
東経一三五度三〇分一五秒五七五八
十六点
北緯三四度一七分〇八秒五一三四
東経一三五度三〇分一五秒七六一〇
十七点
北緯三四度一七分〇八秒三九三〇
東経一三五度三〇分一五秒三七八五
十八点
北緯三四度一七分〇八秒一二八四
東経一三五度三〇分一五秒三七四五
十九点
北緯三四度一七分〇八秒〇六一二
東経一三五度三〇分一五秒三八四三
二十点
北緯三四度一七分〇七秒四八三六
東経一三五度三〇分一四秒八二四三
二十一点
北緯三四度一七分〇六秒七九六一
東経一三五度三〇分一五秒三〇三六
二十二点
北緯三四度一七分〇六秒四三六九
東経一三五度三〇分一五秒三九三五
二十三点
北緯三四度一七分〇六秒一九三三
東経一三五度三〇分一四秒六八八
二十四点
北緯三四度一七分〇五秒〇四七
東経一三五度三〇分一四秒四一四八
二十五点
北緯三四度一七分〇五秒〇二九三
東経一三五度三〇分一四秒二一一七
二十六点
北緯三四度一七分〇五秒七八五七
東経一三五度三〇分一三秒七三六二
二十七点
北緯三四度一七分〇五秒八一四五
東経一三五度三〇分一三秒三三一一
二十八点
北緯三四度一七分〇五秒三一六七
東経一三五度三〇分一三秒〇七三一
二十九点
北緯三四度一七分〇五秒一四二〇
東経一三五度三〇分一二秒八六四三
三十点
北緯三四度一七分〇五秒〇七〇七
東経一三五度三〇分一二秒五四四五
三十一点
北緯三四度一七分〇三秒八三一二
東経一三五度三〇分一一秒九七〇五
三十二点
北緯三四度一七分〇三秒八三五六
東経一三五度三〇分一一秒八〇一三
三十三点
北緯三四度一七分〇四秒八五八八
東経一三五度三〇分一一秒一三八六
三十四点
北緯三四度一七分〇五秒二一四六
東経一三五度三〇分一〇秒二五〇九
三十五点
北緯三四度一七分〇五秒八八九九
東経一三五度三〇分〇九秒八八九七
三十六点
北緯三四度一七分〇六秒三八四二
東経一三五度三〇分〇九秒七六一二
三十七点
北緯三四度一七分〇六秒五五九三
東経一三五度三〇分〇九秒七九八〇
三十八点
北緯三四度一七分〇六秒九〇五五
東経一三五度三〇分一〇秒三八三四
三十九点
北緯三四度一七分一〇秒五〇二二
東経一三五度三〇分〇九秒六八三六
四十点
北緯三四度一七分一〇秒八〇四七
東経一三五度三〇分〇九秒六七〇四
四十一点
北緯三四度一七分一〇秒九四三八
東経一三五度三〇分〇九秒九八三一
四十二点
北緯三四度一七分一〇秒八〇六八
東経一三五度三〇分一〇秒四五五八
四十三点
北緯三四度一七分一一秒〇六八九
東経一三五度三〇分一〇秒九三一四

**○国土交通省告示第二百七十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野萱

二　砂防法第二条の土地の表示

島根県飯石郡飯南町野萱の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第四百二十一号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

一点　北緯三五度〇二分一七秒五三三六
東経一三二度四四分五九秒五七七七
二点　北緯三五度〇二分一八秒六一一七
東経一三二度四五分〇一秒四八五六
三点　北緯三五度〇二分二二秒八四六七
東経一三二度四五分〇三秒八七七四
四点　北緯三五度〇二分二六秒四五三五
東経一三二度四五分〇六秒一九九三
五点　北緯三五度〇二分二六秒六三五〇
東経一三二度四五分〇八秒〇七〇三
六点　北緯三五度〇二分二一秒八五二六
東経一三二度四五分〇五秒七二六一
七点　北緯三五度〇二分一八秒二一九七
東経一三二度四五分〇二秒二〇九九
八点　北緯三五度〇二分一七秒三六四四
東経一三二度四五分〇〇秒六六九三
九点　北緯三五度〇二分一七秒一九四〇
東経一三二度四四分五九秒八三〇七

**○国土交通省告示第二百七十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上代支川一

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字足谷　二六六九番
二六七六番及び二六七七番
字芦谷　二六八三番
二六八五番二及び二六八五番三
二六八六番及び二六八七番
二六八八番一及び二六八八番二
二六八九番から二六九四番まで
二六九五番二から二六九五番四まで
二六九六番及び二六九七番
二六九八番から二七〇二番まで
二七〇三番から二七〇九番まで
二七一〇番一及び二七一〇番二
二七一一番から二七二〇番まで
二七二一番一から二七二一番三まで
二七二二番から二七二四番まで
二七二五番から二七二七番まで
二七二九番及び二七三〇番
二七七六番から二七七八番まで
二七八〇番から二七八二番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字足谷　一六七〇番　一号
二六七四番　二号
字芦谷　二六八五番一　三号及び六号
二六八四番　四号
二六八五番三　五号
二六九五番三　七号
二六九四番　八号
二六九五番一　九号及び十号
二七三一番　十一号
二七三二番及び十三号
二七三六番一　十四号及び十五号
二七三四番　十六号

**○国土交通省告示第二百七十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白倉沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市上三依
字白倉山　七八六番　一号から七号まで
七六二番四　八号から十号まで、十三号及び十四号
七八七番　五十九号